

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書の訂正報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年7月24日

【発行者名】 インベスコ・オフィス・ジェイリート投資法人

【代表者の役職氏名】 執行役員 峯村 悠吾

【本店の所在の場所】 東京都港区六本木六丁目10番1号

【事務連絡者氏名】 インベスコ・グローバル・リアルエステート・
アジアパシフィック・インク
ポートフォリオマネジメント部長
甲斐 浩登

【連絡場所】 東京都港区六本木六丁目10番1号

【電話番号】 03-6447-3395

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1【提出理由】

インベスコ・オフィス・ジェイリート投資法人（以下「本投資法人」といいます。）が資産の運用を委託する資産運用会社であるインベスコ・グローバル・リアルエステート・アジアパシフィック・インクの平成28年12月15日開催の取締役会において、本投資法人の資産運用に係る運用ガイドラインの一部変更を行うことが決議され、金融商品取引法第24条の5第4項並びに特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第1項及び同条第2項第3号の規定に基づき、同日付で臨時報告書（以下「本臨時報告書」といいます。）を提出しておりますが、変更箇所の一部につき転記ミスがあり、確認が不十分であった結果、記載事項の一部について訂正すべき事項がありましたので、本臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正の内容】

訂正箇所は以下のとおりです。なお、表中の太線は、本書による訂正箇所を示すものであり、投資比率欄の区分の位置に誤りがあったため、これを訂正するものです。下線は現行運用ガイドライン及び変更後の運用ガイドラインの間の変更点を示すものであり、本書による訂正箇所を示すものではありません。

(訂正前)

現行運用ガイドライン				変更案			
第2条 投資・運用方針 (中略)				第2条 投資・運用方針 (中略)			
3. 地域分散及び物件リターン特性(注1)の違いによる分散 (中略)				3. <u>用途及び物件リターン特性(注)の違いによる分散並びに地域分散</u> (中略)			
投資対象地域				投資対象地域 - 大規模オフィスビル			
投資対象地域		投資比率		投資対象地域		投資比率	
大都市圏 (東京圏)	最重点地域	東京23区	70%以上	大都市圏 (東京圏)	最重点地域	東京23区	70%以上
	重点地域	上記以外の東京圏(東京都(東京23区以外)、横浜市、川崎市、さいたま市、及び千葉市)			重点地域	上記以外の東京圏(東京都(東京23区以外)、横浜市、川崎市、さいたま市、及び千葉市)	
大都市圏 (その他大都市圏)		大阪市、名古屋市及び福岡市		大都市圏 (その他大都市圏)		大阪市、名古屋市及び福岡市	
その他	上記以外の政令指定都市、及びそれに準ずると本投資法人が判断する都市の中心部		30%以下	その他	上記以外の政令指定都市、及びそれに準ずると本投資法人が判断する都市の中心部		30%以下
(後略)				(後略)			

(訂正後)

現行運用ガイドライン				変更案			
第2条 投資・運用方針 (中略) 3. <u>地域分散及び物件リターン特性(注1)の違いによる分散</u> (中略)				第2条 投資・運用方針 (中略) 3. <u>用途及び物件リターン特性(注)の違いによる分散並びに地域分散</u> (中略) 投資対象地域 - 大規模オフィスビル			
投資対象地域		投資比率		投資対象地域		投資比率	
大都市圏 (東京圏)	最重点地域	東京23区	70%以上	大都市圏 (東京圏)	最重点地域	東京23区	70%以上
	重点地域	上記以外の東京圏(東京都(東京23区以外)、横浜市、川崎市、さいたま市、及び千葉市)			重点地域	上記以外の東京圏(東京都(東京23区以外)、横浜市、川崎市、さいたま市、及び千葉市)	
大都市圏 (その他大都市圏)		大阪市、名古屋市及び福岡市	30%以下	大都市圏 (その他大都市圏)		大阪市、名古屋市及び福岡市	30%以下
その他	上記以外の政令指定都市、及びそれに準ずると本投資法人が判断する都市の中心部			その他	上記以外の政令指定都市、及びそれに準ずると本投資法人が判断する都市の中心部		
(記載省略)				(記載省略)			
4.(記載省略)				4.(記載省略)			